

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与について社会一般の情勢に適応するよう、本市常勤一般職職員の給与制度を見直すために改正を行うもの（令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告対応）

2 改正の内容

人事院勧告に伴う若年層を中心とした給料表の改定、12 月期に支給される期末勤勉手当の引上げを行うもの

【一般職員】（0. 1 0 月分増）

	6 月期			1 2 月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6 現行	1. 225	1. 025	2. 250	1. 225	1. 025	2. 250	2. 45	2. 05	4. 50
R6 改定	1. 225	1. 025	2. 250	1. 275	1. 075	2. 350	2. 50	2. 10	4. 60
R7 以降	1. 250	1. 050	2. 300	1. 250	1. 050	2. 300	2. 50	2. 10	4. 60

【定年前再任用短時間勤務職員】（0. 0 5 月分増）

	6 月期			1 2 月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6 現行	0. 6875	0. 4875	1. 175	0. 6875	0. 4875	1. 175	1. 375	0. 975	2. 35
R6 改定	0. 6875	0. 4875	1. 175	0. 7125	0. 5125	1. 225	1. 400	1. 000	2. 40
R7 以降	0. 7000	0. 5000	1. 200	0. 7000	0. 5000	1. 200	1. 400	1. 000	2. 40

3 施行期日等

- （1）給料表の改定部分及び令和 6 年度分の期末勤勉手当に関する部分は、公布の日から施行（給料表の改定部分は令和 6 年 4 月 1 日から適用し、期末勤勉手当の改定部分は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。）
- （2）令和 7 年度分の期末勤勉手当に関する部分は、令和 7 年 4 月 1 日から施行

4 経過措置

改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を規定

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和6年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市特別職の期末手当についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。

【市長・副市長・教育長】（0.10月分増）

	6月期	12月期	年間
R6 現行	2.175	2.175	4.35
R6 改定	2.175	2.275	4.45
R7 以降	2.225	2.225	4.45

3 施行期日等

令和6年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和7年度分の期末手当に関する部分は令和7年4月1日から施行する。

また、令和6年度分の期末手当に関する部分は、令和6年12月1日から適用する。

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和6年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、病院事業管理者についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。（0.10月分増）

	6月期	12月期	年間
R6 現行	2.175	2.175	4.35
R6 改定	2.175	2.275	4.45
R7 以降	2.225	2.225	4.45

3 施行期日等

令和6年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和7年度分の期末手当に関する部分は令和7年4月1日から施行する。

また、令和6年度分の期末手当に関する部分は、令和6年12月1日から適用する。

**三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
基本方針**

1 提案の根拠・理由

令和6年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市議会の議員についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。（0.10月分増）

	6月期	12月期	年間
R6 現行	2.175	2.175	4.35
R6 改定	2.175	2.275	4.45
R7 以降	2.225	2.225	4.45

3 施行期日等

令和6年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和7年度分の期末手当に関する部分は令和7年4月1日から施行する。

また、令和6年度分の期末手当に関する部分は、令和6年12月1日から適用する。

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市会計年度任用職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市会計年度任用職員の給与制度を見直すもの

2 改正の内容

民間給与との較差を埋めるため、三浦市職員の行政職給料表の改定に準じて、給料表の水準の引上げを行う。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

4 経過措置

改正前の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を規定